



社団法人 自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2011年11月30日

意見書

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について」と題する本年8月8日付け報告書を提出したのを受けて、政府は秘密保全に関する法制の整備（以下「秘密保全法制化」という）のための法案化作業を進めていく必要があるとして、秘密保全法制化について国民からの意見を公募している。

しかし当協会は、以下のとおり、秘密保全法制化の必要はなく、逆に秘密保全法制化には重大な問題があると考え、この意見書を提出する。

1 秘密保全法制化の必要はない

上記報告書は、国の存立にとって重要な秘密情報を特別秘密としてこれに関する法制度を新たに立法し、その違反に断固として対処するという趣旨と解される。

しかしながら、そもそも民主主義国家において政府の情報は、国家そのものや特定の政府が自らの利益のために保有するのではなく、究極的には市民のために市民自らが保有すると考えられなければならない。この見地からは、秘密保全法制化のための法案化作業を進めようとするのであれば、想定されている特別秘密について、現在、どのような問題が生じ、それによって誰の

利益がどのように害されているかについて、具体的かつ明確な論証がなされなければならない。しかし、現在まで政府によるそのような論証はなされていないと言わなければならない。

また、現行法においても秘密保全に関する諸法令は存在するが、これら現行法令によってはどうしても対処できない問題が生じているのか否かについても、何ら明らかとされていない。

2 秘密保全法制化による大きな弊害がある

逆に、秘密保全法制化は以下のように市民の知る権利、情報公開の原則に対し大きな脅威をもたらすものである。

上記報告書によれば、国の安全、外交、公共安全及び秩序の維持について特別秘密を指定するものとされている。しかし、このような曖昧かつ広範囲の情報を特別秘密とすることが可能となるならば、市民の知る権利の保障、情報公開の原則という観点から当然に公開されるべき情報であっても、行政が自らの利害によって公開を望まない場合、自己の自由裁量のもとに「特別秘密」に指定して非公開とすることも可能となる。

しかも、特別秘密の漏洩に対しては、現行法よりも相当に重い刑罰をもって臨むことが前提とされており、これは自由な情報の流通を一層阻害する事態を生じさせることとなる。

このように今回の秘密保全法制化は、ようやく日本社会に根付き始めた市民の知る権利の保障や情報公開の原則を大きく阻害する恐れが強く、到底正当化することができない。

なお、上記報告書は取材の自由について、正当な取材活動は処罰対象とならないので、漏えいの教唆や特定取得行為を処罰することとしても取材の自由を不当に制限することにはならないとしている。しかしながら、何が正当な取材活動であるかは、取材を行う時点で明確になっているわけではないから、正当な取材と認定されないおそれから報道機関が取材を差し控えるという事態は十分に想定される。したがって、秘密保全法制化が取材活動を委縮させ、これによって国民の知る権利が侵害されるおそれが大きいことは否定し難い。

3 結語

以上の次第から、当協会は秘密保全法制化に強く反対する。

いま市民にとって真に必要なのは秘密保全法制化ではなく、現在国会に提出されている情報公開法改正案を速やかに成立させ、民主主義社会の根幹である市民の知る権利をより拡充させることである。

以 上